

申 請

平成 23 年 6 月 7 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人 殿

福島県知事
佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づき平成 23 年 5 月 1 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

- 1 福島県南相馬市（5 月 1 日付け指示により解除された区域以外の、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という）から半径 20 キロメートル圏内、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場 字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城を除く区域）、田村市（旧都路村のうち福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内を除く区域）及び川内村（福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内を除く区域）で産出された原乳
- 2 解除を申請する理由：別紙参照
（別紙事項：検査計画、解除の考え方、解除後の出荷管理、検査実績、解除区域の地図）

検査の計画

1 試料採取の単位

- (1) 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」
(以下「考え方」)における乳の取扱い・・・クーラーステーション(CS)又は乳業工場単位で試料採取を行う。
- (2) 福島県における計画
田村市都路町及び川内村の地域、南相馬市原町区の地域区分で試料採取を行う。
- (3) 試料の採取単位
これらの地域は、出荷制限により出荷ができないことから、当該地域に属する全ての生産者から一定割合を集乳し、サンプルを採取する。

2 採取の間隔

- (1) 「考え方」における乳の取扱い・・・概ね1週間毎に継続的に採取し分析する。
- (2) 福島県における計画
県として野菜等他作物との調査計画を調整したところ、概ね1週間毎の検査が可能であることから、概ね1週間毎に原乳を採取する。
5月24日、30日に当該地域で試料を採取し、検査した結果、いずれも検出されなかった。
6月6日に地域単位で試料を採取する。
採取した原乳については、千葉県の財団法人日本分析センターまたは、福島県原子力センター福島支所に送付して検査日当日もしくは、翌日に検査結果が出ることからこれを公表する。

解除の考え方

- 1 「考え方」における乳の取扱い・・・概ね1週間ごとに継続的に試料を採取し、3回連続して100 Bq/Kg以下となる場合に、CS又は乳業工場単位に属する市町村単位で解除する。
- 2 福島県における考え方
 - (1) 直近の検査結果
6月6日に「検査計画」1(2)の地域単位で採取された原乳の検査結果は、分析結果のとおりであり、いずれの検査結果においても検出されていない。
 - (2) これまでの検査結果
6月6日以前に5月24日、30日に地域単位で、原乳を採取して検査しており、いずれの検査結果においても検出されなかった。
 - (3) 解除区域
4月22日に「屋内退避区域」から「緊急時避難準備区域」に設定された区域の解除を行う。
 - ① 田村市（旧都路村のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く区域）及び川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く区域）
 - ② 南相馬市（原町区のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という）から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城を除く区域、鹿島区烏崎、鹿島区大内、鹿島区川子及び鹿島区塩崎地区）
 - (4) 「考え方」の解除の要件との整合性について
5月24日、30日、6月6日の概ね1週間毎に3回行った検査結果が、暫定規制値を大きく下回っていることから、解除の要件を満たしていると考えらる。

以上から、今回、①田村市及び川内村（3戸の酪農家）②南相馬市（7戸の酪農家）について、解除後の出荷管理を厳格に行うことを条件に出荷制限の解除を申請するものである。

解除後の検査計画及び出荷管理

- 1 「考え方」における乳の取扱・・・解除後も定期的に試料の採取・分析を行い、結果を公表する。
- 2 福島県での取り組み
今回解除した地域の原乳は、田村市の旧都路村及び川内村の区域は本宮CSへ、南相馬市原町区の区域については本宮CS3へ集荷後出荷する。今後定期的に検査するとともに、出荷制限措置が引き続き担保されるよう以下の取組を行う。
- 3 解除後の検査計画
 - (1) CS等の単位での定期的な検査
基本的に毎火曜日に定期的な検査を実施する。
 - (2) 検査機関
千葉県財団法人日本分析センターまたは、福島県原子力センター福島支所
 - (3) 定期検査時の原乳の取扱い
定期的検査の際、試料採取には県の職員も立ち会い、検査結果が判明するまでCS等で保管・管理する。規制値を下回る検査結果が判明した後、県職員の確認後、原乳の出荷または製品の製造を開始する。
 - (4) 検査の結果規制値を上回った場合
保管・管理している原乳は県職員の立ち会いのもと廃棄する。出荷制限の要否が判断されるまで当該CS等に属する市町村からの原乳の集荷(他のCS等への集荷も含む)を自粛する。
- 4 解除後の出荷管理等
 - (1) CS等での出荷数量等の把握
CS及び乳業工場は受け入れた原乳に関して、出荷者名と出荷量を確認し、それを県に報告する。また、CSは、原乳を乳業工場へ出荷した場合、出荷先の乳業工場及び出荷量について県に報告する。
 - (2) 原乳を全量乳業工場では処理できない場合
乳業工場が原乳をすべて処理できない場合、県が指示する県内の乳業工場へ出荷するとともに、当該乳業工場へのお荷量及び用途について県へ報告する。乳業工場は、当該地域の原乳を使用し脱脂粉乳を製造する場合は、出荷する前に全ロットの検査を行い、規制値を下回ることを確認した上で出荷する。

(3) 酪農家及び乳業への指導

① 適正な家畜の飼養管理の徹底

県は、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(平成 23 年 3 月 19 日 22 消安第 9976 号、22 生畜第 2385 号消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知)を再度酪農家に周知するとともに、関係団体と協力して飼養管理に係る巡回指導を実施する。

② 解除地域以外の酪農家への周知徹底と廃棄の確認

解除地域以外の酪農家に対して、生乳廃棄を引き続き周知するとともに集乳をしていないことと原乳の廃棄が行われていることを団体等が県に報告する。

③ 出荷制限地域から出荷制限解除地域へ移動した牛から産出する原乳の扱い

原乳廃棄の実効性を担保するため、酪農家及び関係者が出荷制限解除地域の酪農家が県内制限地域から搾乳を目的とした乳用牛を導入することを把握した場合は、県に通報するよう指導するとともに、原乳の出荷制限が解除されるまで、当該移動牛からの原乳の出荷は行わないよう出荷制限解除地域の酪農家を指導し、域内酪農家の乳量を確認する。

ただし、以下の a 及び b を満たす場合にあっては、出荷制限地域から出荷制限解除地域へ移動した搾乳牛からの原乳の出荷を認めることとし、認める場合には県がその旨を公表する。

a 約 1 週間ごとに、移動前の牛から搾乳した原乳を合乳したもの(又は県内の出荷制限解除区域に移動させた後の牛から搾乳した原乳を合乳したもの)について、それぞれ検査を行い、3 回連続して暫定規制値(放射性ヨウ素にあっては 100Bq/kg)以下となること

b a の検査の際に同時に原乳を採取した搾乳牛から出荷される原乳はすべて、事前に県と協議した特定の CS 等へ出荷すること

なお、初妊牛及び乾乳牛を出荷制限地域から出荷制限解除地域へ移動させ分娩後に原乳の出荷を行う場合には、出荷する特定の CS を事前に県と協議し、移動した農場で移動前の農場単位で最初に分娩した移動牛から生産された原乳が 3 回連続して暫定規制値(放射性ヨウ素にあっては 100Bq/kg)以下であることを県に報告した上で、移動牛の原乳の出荷を開始する。

④ 乳業への周知と報告

県内乳業及び近県の乳業者に対して、解除地域以外の地域での出荷制限は継続していることを再度周知し、県内乳業者は、受入している原乳の原産地と受入量を毎日県に報告する。

(4) 県と関係者との情報の共有

県全域での出荷制限の解除までの間、県と関係団体で構成する連絡会議において、情報の共有化と周知徹底を図る。

また、県は消費者、流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、乳業と協力し、HP等で市場で流通している製品は、出荷制限地域の原乳は使用していないことを周知することとする。

緊急時モニタリング検査結果(原乳)

	5/24採取 上段 ヨウ素 下段 セシウム	5/30採取 上段 ヨウ素 下段 セシウム	6/6採取 上段 ヨウ素 下段 セシウム
南相馬市 (原町区)	ND ND	ND ND	ND ND
田村市(都路町) 川内村	ND ND	ND ND	ND ND

福島県原乳出荷制限解除区域

0070Fukushima_A4C_merger
papersize= 297mm x 210mm

